

「障害者の権利擁護の推進を目的とした条例」の策定にかかる障害者県民会議の意見
(たたき台)(案)

1. 障害者の権利擁護のための具体的な取り組み方策

① 差別及び不利益取り扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉(福祉サービスの提供拒否、制限の禁止) ・医療(医療の提供拒否、制限の禁止) ・商品販売、サービスに関する事項 (商品販売、サービス提供の拒否、制限の禁止) ・就労に関する事項(雇用の制限の禁止) ・教育(教育に必要な指導又は支援をしないことの禁止) ・建物・公共交通機関等 (建物・公共交通機関等の利用拒否、制限の禁止) ・住まい (不動産の売却・賃貸借等の提供拒否、制限の禁止) ・コミュニケーションに関する事項 (情報の提供拒否、制限の禁止)
② 虐待の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する虐待の禁止
③ 合理的な配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮に関する事項

2. 障害に対する理解の促進

① 障害者理解に関する広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の推進
② 関係者への研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進のための研修

3. 障害者の権利擁護に関する相談体制

① 窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・差別及び不利益取り扱い、合理的配慮の欠如等に当たると思われる事例に関する相談
② 解決の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・助言及びあっせん

4. 障害者支援に関する施策

① 障害者支援に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援に関する次の施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの支援の充実 ・ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの促進 ・教育分野の施策充実 ・障害者就労の支援 ・障害者のエンパワーメントの充実 ・情報提供の促進
---------------	--

5. 県民の協力

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する理解 ・障害者への権利擁護の施策への協力
--	--

「障害者の権利擁護の条例」に盛り込む必要がある事項

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for listing items that need to be included in the ordinance.